

# 佐伯市 景観計画

概要版



さいぎ



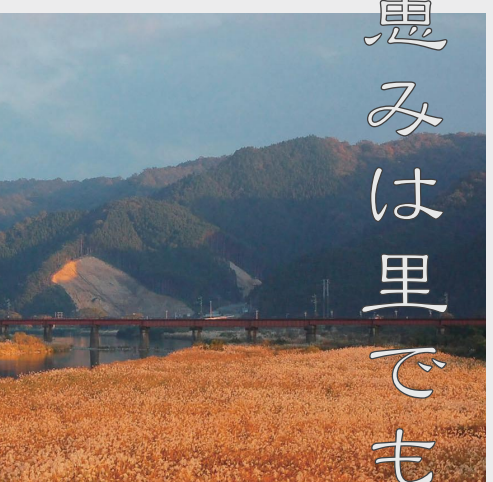
の街は



浦で



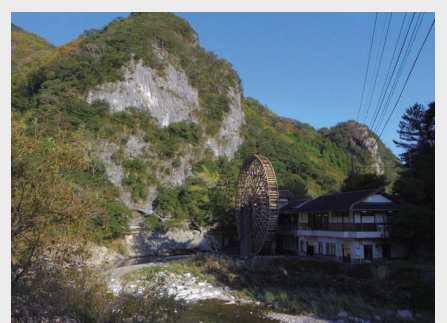
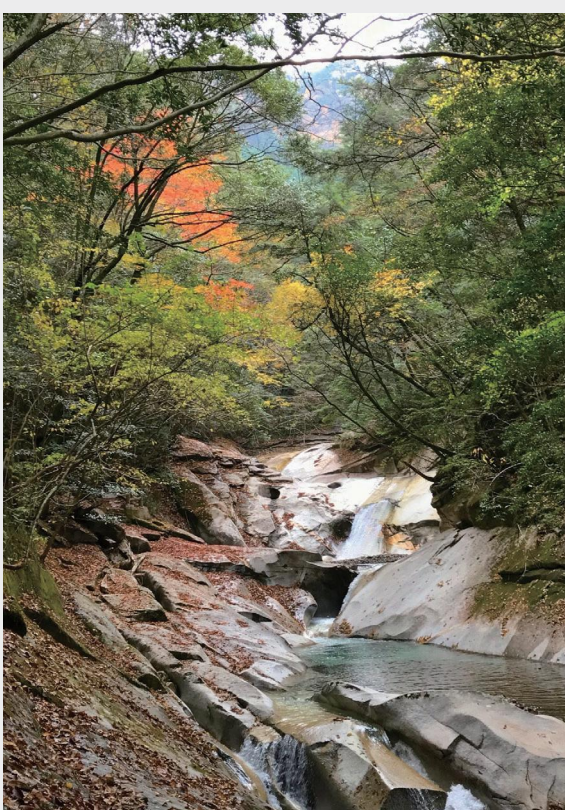
もつ



浦の恵みは



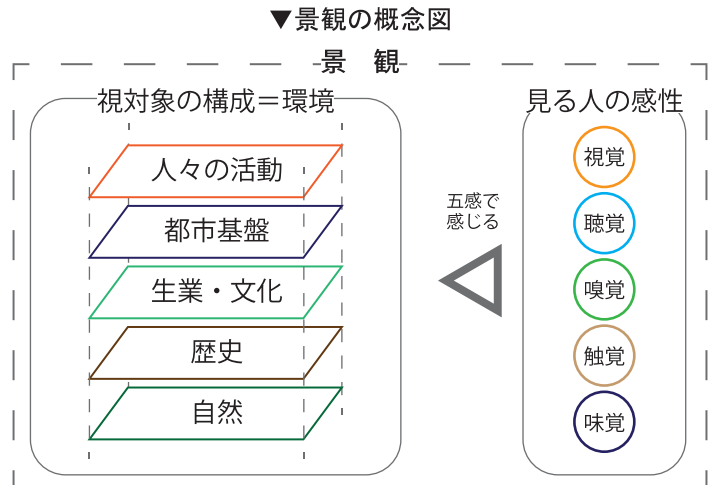
里でもつ



令和2年3月  
Saiki City

# 1 景観とは

景観は、山や海、河川などの「自然」を基盤とし、城下町や神社・仏閣などの先人達が積み重ねてきた「歴史」、集落や漁業、農業などの「生業・文化」、道路や公園、港などといった「都市基盤」、現在の人々の生活や地域活動などの「人々の活動」が長い年月をかけて、重なり形成された環境の姿です。また、目で見るといった視覚だけでなく、聴覚・嗅覚・触覚・味覚など五感で感じ、その時の感じ方や価値観が加わったものを景観と定義します。



# 2 景観計画策定の背景と目的

景観計画は、良好な景観の保全や形成を推進するために定める計画であり、国により平成16年に制定された景観法に基づく計画です。

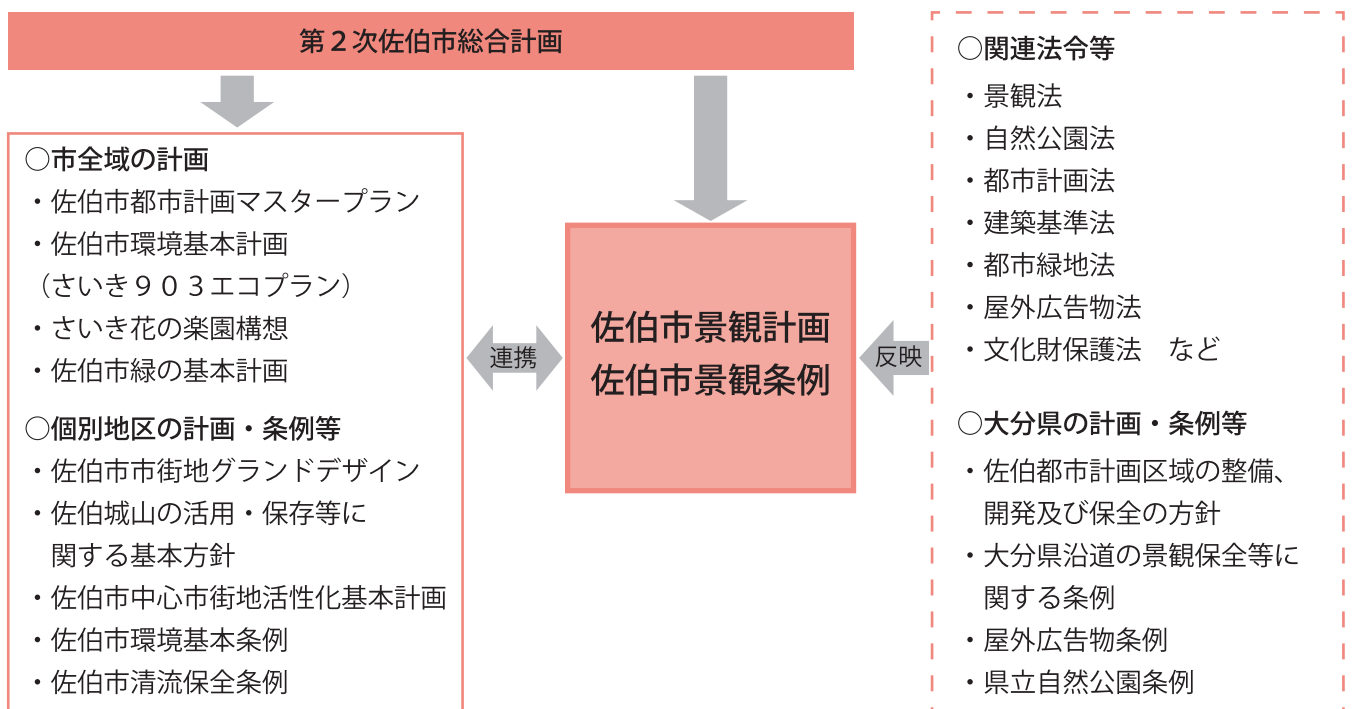
景観法制定以前は、歴史的な街並みや新たな都市景観などが考えられていましたが、景観の対象として、近年ではこうした景観のみではなく、自然や生業の風景や日常生活の風景なども景観の対象となり、景観の捉え方が拡大している状況にあります。そのため、個別の法制度ではなく、「景観」を正面から捉え、「景観」そのものの整備・保全を目的として景観法が制定されました。

これまで本市では、「佐伯市都市計画マスタープラン」の中で、景観形成の方針を定め、自然と調和したまちづくりを目指した景観形成に取り組んできました。平成29年3月1日より、景観行政団体となったことを契機に、これまでの取組をさらに推進し、本市の魅力的な景観を次世代に継承していくため、「佐伯市景観計画」を策定します。

# 3 景観計画の位置づけ

本計画は、第2次佐伯市総合計画に即し、佐伯市都市計画マスタープラン等の関連計画と連携を図りながら、行政、市民、事業者の協働による景観まちづくりを推進していくための方針とそれを実現するための方策を示したものとして位置づけます。

▼景観計画の位置づけ

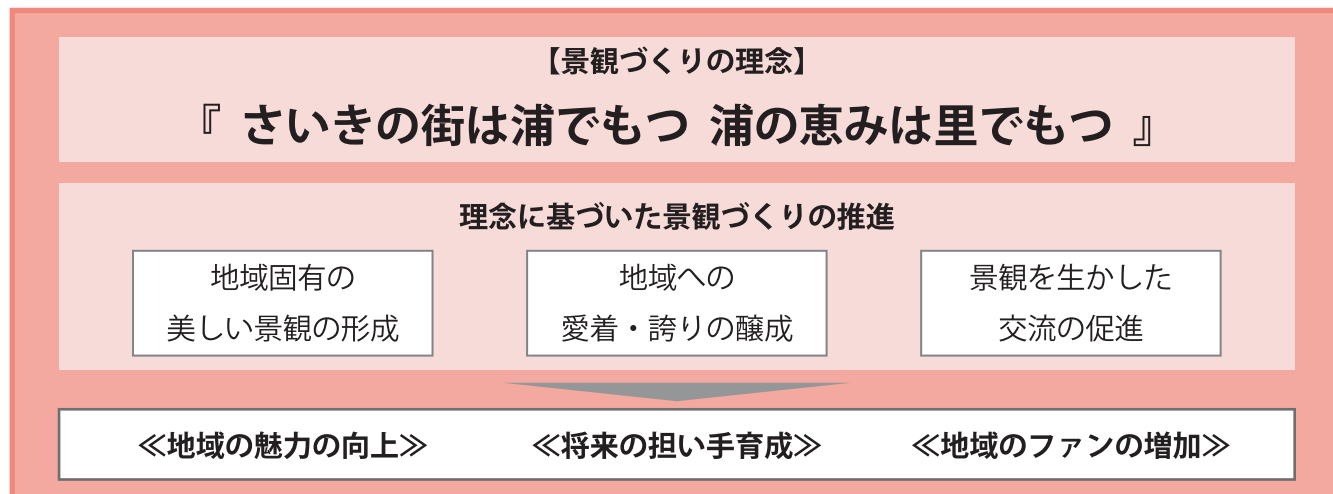


## 4 景観づくりの理念

本市の景観は、番匠川下流に広がる「市街地」を生活圏とする「街」、九州山地から広がる「内陸部」を生活圏とする「里」、リアス海岸が続く「沿岸部」を生活圏とする「浦」が相互に関係しながら、形成されています。

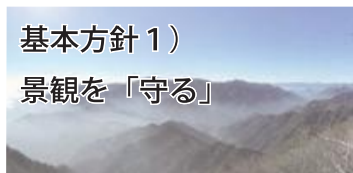
また、本市には、「さいきの殿さま浦でもつ 浦の恵みは山でもつ」との言い伝えがあり、佐伯藩の初代藩主毛利高政が、佐伯の街を支える浦の恵みを育むために、豊かな里を守ってきたことを表しています。この「街・里・浦」の密接なつながりは現代においても引き継がれており、「街・里・浦」が三位一体となった景観が本市の特徴的な景観と言えます。

そこで、本計画では、景観づくりの理念を『さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ』とし、理念に基づいた景観づくりを進め、地域固有の美しい景観の形成や地域への愛着・誇りの醸成、景観を生かした交流を推進し、地域の魅力の向上、将来の担い手育成、地域のファンの増加につなげていきます。



## 5 景観づくりの基本方針

景観づくりの理念『さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ』の達成に向けて、「守る」「整える」「生かす」「育てる」の4つの基本方針を設定します。



基本方針1)  
景観を「守る」

- ① 本市の景観の基盤である山と海などの自然景観を守ります。
- ② 本市の歴史や文化が刻み込まれた景観資源を守ります。
- ③ 農林水産業の生業を映し出す景観を守ります。



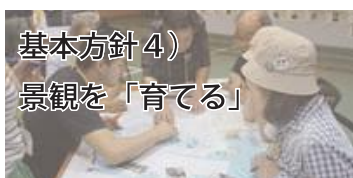
基本方針2)  
景観を「整える」

- ① 街並み景観の整備、修景を図り、魅力を向上させます。
- ② 商業地や工業地など土地利用に応じた景観のあり方を定め、景観を損なう行為を予防します。
- ③ 親しみやすい公共空間の景観形成及び適正な維持管理を促進します。



基本方針3)  
景観を「生かす」

- ① 地域の特徴的な景観や美しい景観を体感できるようにします。
- ② 多様で魅力的な視点場をつなぎ、美しい景観の連携を図ります。
- ③ 魅力的な景観に対する意識を共有する取組を進めます。



基本方針4)  
景観を「育てる」

- ① 地域の景観について学び、考える機会を設けます。
- ② 地域の景観を守り、育てるための取組を継続させていきます。



## 【街エリアの基本方針】

### ○景観づくりの目標

佐伯城や城下町の山周辺地区、船頭町地区など歴史的な景観資源の保全・形成とともに、本市の中心拠点として、にぎわいや活気のある都市景観の形成を目指します。



▲佐伯の中心市街地

### ○景観づくりの方針

#### 景観を「守る」

- ▶ 身近に緑や四季折々の景観を感じられる市街地の背景となる山林景観の保全
- ▶ 市街地で潤いを感じられる河川景観の保全
- ▶ 佐伯城跡や神社・仏閣、戦争遺跡による景観及び周辺の景観を含めた一体的な保全
- ▶ 地域の歴史・文化のシンボルとなっている樹木の保全
- ▶ 山際周辺地区や船頭町地区における歴史的な街並み景観の保全

#### 景観を「整える」

- ▶ 幹線道路沿道の商業地や商店街における賑わいや活気のある魅力的な都市景観の形成
- ▶ 緑豊かな住宅地景観の形成及び空き家等の有効活用による落ち着いた景観の形成
- ▶ 対岸や島々など周辺からの眺めへの配慮や敷地内緑化の推進などによる工業地景観の形成
- ▶ 本市の観光・交流の拠点である佐伯港における賑わいや活気のある魅力的な港景観の形成
- ▶ 市街地内を流れる河川における親しみやすい河川景観の形成
- ▶ 憩いの空間である都市公園におけるゆとりある景観の形成

#### 景観を「生かす」

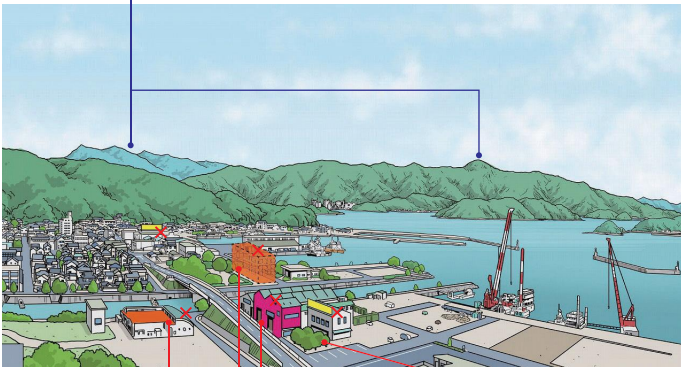
- ▶ 市街地や穏やかな海、島々を一望できる城山や濃霞山など訪れやすい視点場の形成
- ▶ 佐伯港周辺などの食文化と歴史的な街並みなどの景観を連携させた取組の検討
- ▶ 佐伯城跡の石垣清掃ボランティアなどの地域の歴史的な景観を守り、育てるための取組の促進
- ▶ 国木田独歩が書き残した景観などの新たな価値付けの検討、及び景観資源の魅力・価値の向上

### ○景観形成のイメージ

・市街地の背景となる山並みの眺望保全

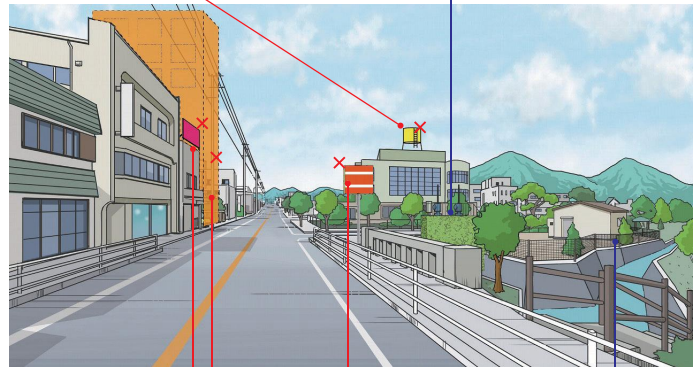
・周囲の建物等との調和に配慮したスカイラインの形成

・壁面緑化等による周囲の景観への配慮



・建築物や工作物、屋外広告物の適切な誘導による魅力的な都市景観の形成

・敷地内緑化の推進などによる工業地景観の形成



・建築物や工作物、屋外広告物の適切な誘導による魅力的な都市景観の形成

・市街地で潤いを感じられるよう河川景観の保全

— 配慮項目 — — 未配慮項目 —

## 【里エリアの基本方針】

### ○景観づくりの目標

本市の大部分を占める広大な山地や谷あいを通る河川など雄大な自然景観の保全とともに、内陸部の自然との共生の中で育まれてきた地域の農業や林業などの生業が調和した景観の保全・形成を目指します。



▲宇目・塩見園集落

### ○景観づくりの方針

#### 景観を 「守る」

- ▶ 貴重な自然の残る山岳地における豊かな生態系及び美しい山の景観の保全
- ▶ 二次林に覆われた里山における農林業による山林景観の保全
- ▶ 豊かな河川環境及び生態系の保全による山林や河川が織りなす美しい河川景観の保全
- ▶ 藤河内溪谷などの景勝地における豊かな自然環境の保全及び壮大で秘境性のある奇観の保全
- ▶ 鷹鳥屋神社など豊かな自然と一体となっている社寺及び周辺の自然景観も含めた一体的な保全
- ▶ 宇目・木浦地区における鉾山の風情を感じさせる街並み景観の保全
- ▶ 佐伯神楽やすみつけ祭りなど地域の伝統的な祭事の保全及び継承
- ▶ 農業施設等の保全及び耕作放棄地の活用による豊かで美しい農林業による景観の保全

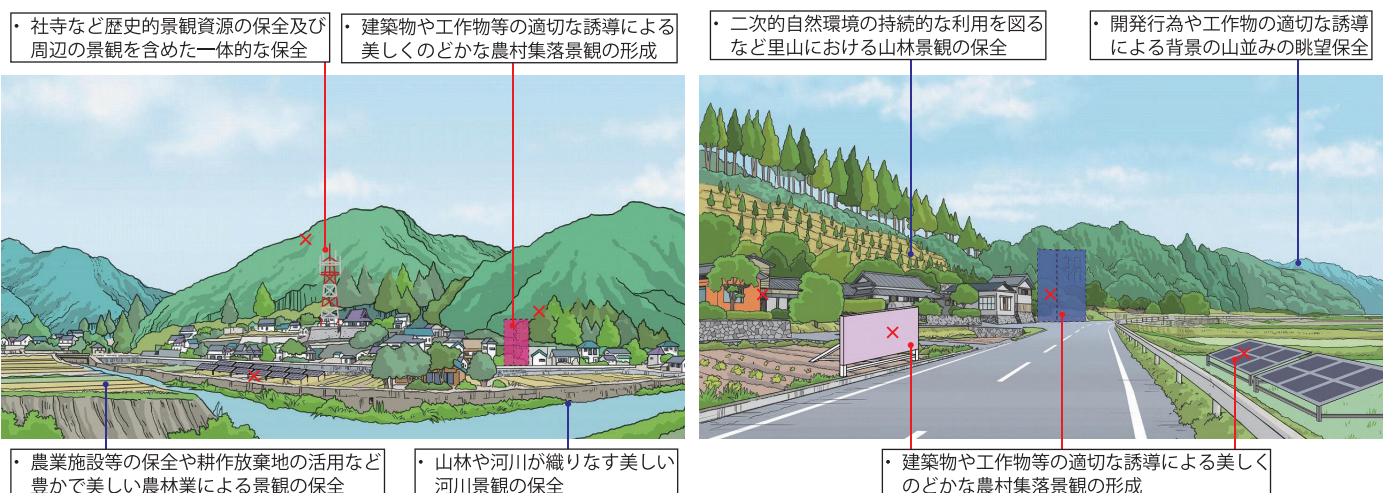
#### 景観を 「整える」

- ▶ 地域の生業を感じさせる美しくのどかな農山村集落景観の形成
- ▶ 塹田や青山、木立における自然景観と調和した農山村集落景観の保全
- ▶ 弥生や本匠、宇目、直川の地域生活拠点における自然景観と調和したゆとりある景観の形成

#### 景観を 「生かす」

- ▶ 佩楯山などの良好な視点場や藤河内溪谷などの景勝地における訪れやすい視点場の形成
- ▶ グリーンツーリズムなど地域の生業と連携した取組の推進
- ▶ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでの自然環境の保護や自然との共生の取組との連携

### ○景観形成のイメージ



— 配慮項目 — — 未配慮項目 —

## 【浦エリアの基本方針】

### ○景観づくりの目標

複雑に入り組んだリアス海岸や砂浜海岸など多様で美しい海岸景観の保全とともに、沿岸部の自然との共生の中で育まれてきた漁業などの生業が調和した景観の保全・形成を目指します。



▲蒲江・蒲江浦

### ○景観づくりの方針

#### 景観を「守る」

- ▶ 海岸線や海域、松林、防風林などが織りなす多様で美しい海岸景観の保全
- ▶ 天然記念物に指定されている地域固有の海浜植物など多様な生き物の生息環境の保全
- ▶ 大入島・大島・屋形島・深島の4つの有人離島における豊かな自然景観及び海域の保全
- ▶ 海岸に迫る山地における開発行為や工作物の適切な誘導による浦々の背景の山並みの保全
- ▶ 豊かな河川環境及び生態系の保全による山林や河川、岩肌が織りなす河川景観の保全
- ▶ 海辺の社寺や戦争遺跡の保全及び周辺の景観も含めた一体的な保全
- ▶ 豊後二見ヶ浦のしめ縄張りなど地域の伝統的な祭礼や行事の保全及び継承
- ▶ 養殖いかだや養殖小屋など水産関連施設の保全及び漁業による景観の保全

#### 景観を「整える」

- ▶ 周辺景観に配慮した建築や工作物などの適切な誘導による海岸景観と調和した集落景観の形成
- ▶ 西上浦、灘、上浦、鶴見、米水津、蒲江の地域生活拠点における海岸景観と調和したゆとりある景観の形成

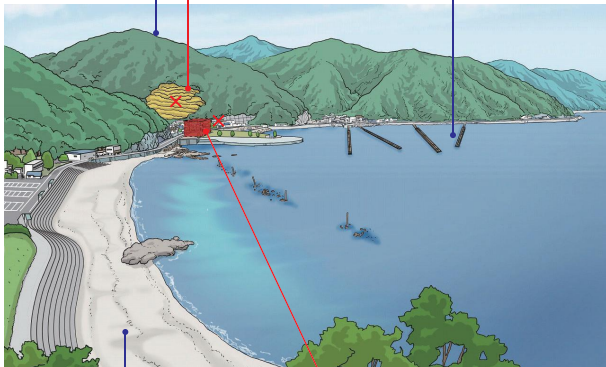
#### 景観を「生かす」

- ▶ 海岸や海を一望できる良好な視点場や景勝地における訪れやすい視点場の形成
- ▶ ブルートーリズムなど地域の生業と連携した取組の推進
- ▶ 九州オルレなどとの連携によるルートの修景整備や統一感のある案内標識のデザインの推進

### ○景観形成のイメージ

・ 開発行為や工作物の適切な誘導による浦々の背景の山並みの眺望保全

・ 水産関連施設の保全など漁業による景観の保全

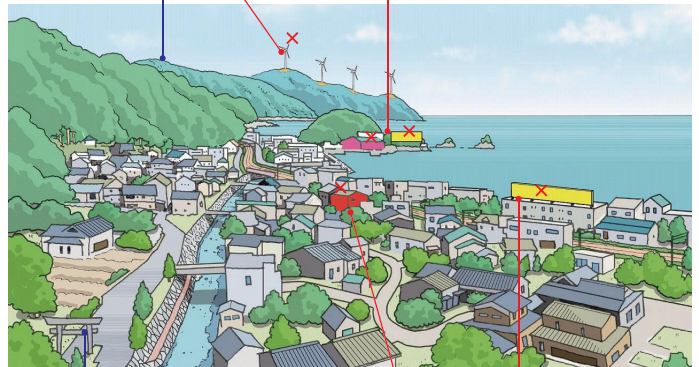


・ 自然公園法との連携による多様で美しい海岸景観の保全

・ 建築等の適切な誘導による海岸景観と調和した集落景観の形成

・ 開発行為や工作物の適切な誘導による浦々の背景の山並みの眺望保全

・ 歴史的景観資源の保全及び周辺の景観も含めた一体的な保全



・ 社寺など歴史的景観資源の保全及び周辺の景観も含めた一体的な保全

・ 建築や工作物等の適切な誘導による海岸景観と調和した集落景観の形成

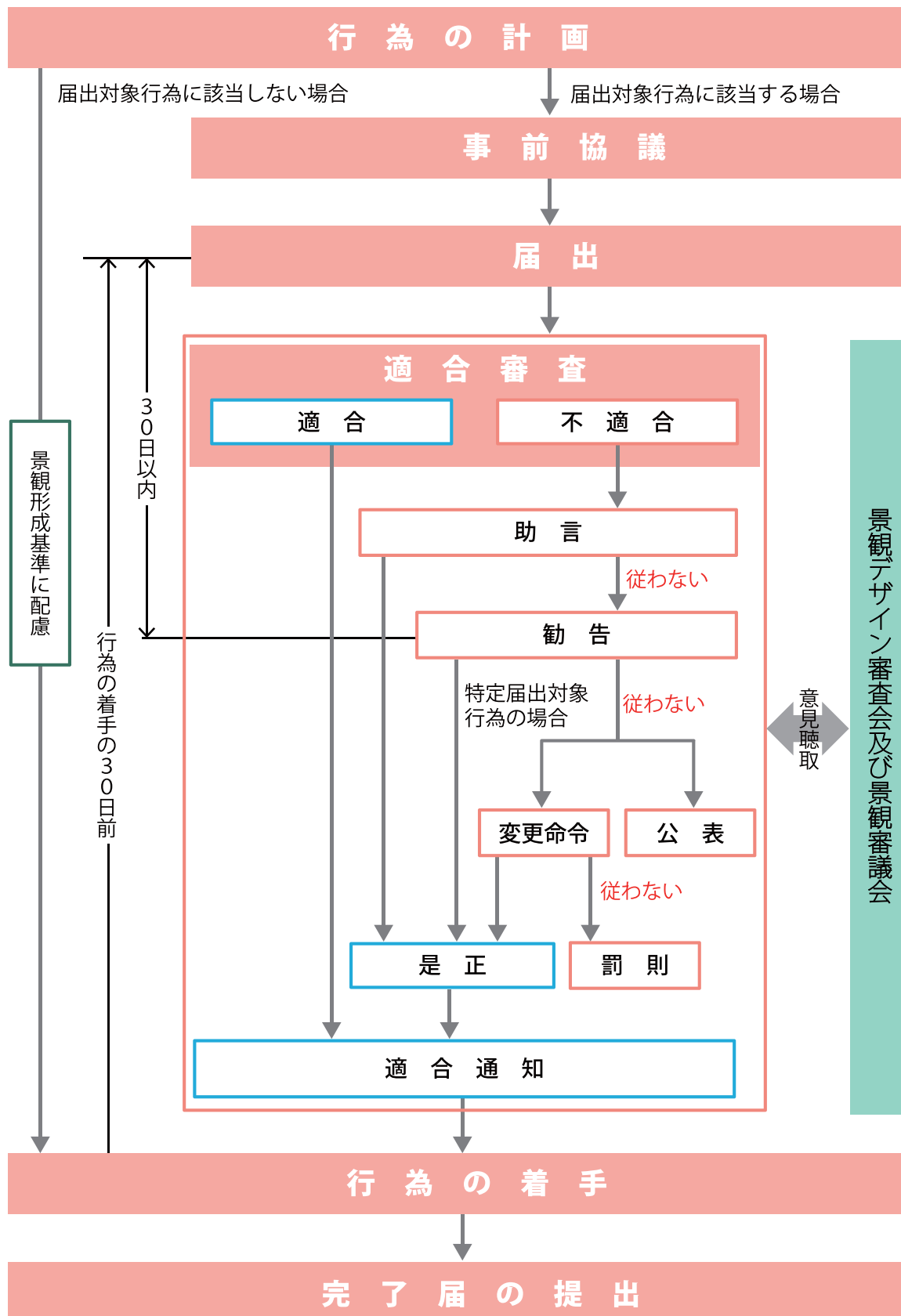
— 配慮項目 — — 未配慮項目 —

## 7 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

### ○届出制度の仕組み

- ・ 円滑な行為の実施や行為者と行政の共通認識による景観形成を進めるため、届出対象行為となる行為については、景観法に基づく届出に先立って、建築物・工作物等の基準に関する事前協議を行います。
- ・ 事前協議を行った後に、行為の着手の30日前までに、景観法に基づく届出が必要となります。届出先は、景観行政団体の長である佐伯市長となります。

▼届出制度の流れ





## ○区域設定の考え方

景観形成を進めるために、行為の制限などのルールを定める区域を設定する必要があります。区域設定にあたっては、「一般地域」、「景観形成重点地区」を設定します。

### ▼区域区分と景観形成のイメージ

	一般地域	景観形成重点地区
定義	一定規模以上の行為に対して、市全域の景観を維持・向上させるために、最低限守るべきルールを定める地区	本市の象徴的な景観や良好な景観を形成しているため、地区の特性に合わせた、きめ細かなルールを定める地区
景観のイメージ	市全域の基本となる景観	市の象徴となる景観
方針	市全域を対象とした方針	地区別方針
景観形成基準	最低限守るべき基準	一般地域と同様の基準、又はきめ細かな基準

## ○届出対象行為と景観形成基準（一般地域）

一定規模以上の行為に対して、市全域の景観を維持・向上させるために、届出の対象となる行為を設定し、行為ごとに最低限守るべきルールとして、景観形成基準を設定します。

### ■届出対象行為（一般地域）

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	以下のいずれかに該当するもの ①高さが10mを超えるもの ②延床面積が500㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	【垣、さく、塀、擁壁】 ：高さが2mを超えるもの
	【広告塔類】 ：高さが4mを超えるもの、又は表面積の合計が10㎡を超えるもの
	【煙突、鉄塔等、高架水槽等】 ：高さが10mを超えるもの
	【製造施設、遊戯施設、立体駐車場等】 ：高さが10mを超えるもの、又は築造面積が500㎡を超えるもの
【太陽光発電施設、風力発電施設類その他これらに類するもの】 ：高さが10mを超えるもの、又は築造面積が500㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する 開発行為	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削 その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの、 かつのり面の高さ2mを超えるもの
木竹の伐採	当該変更に係る部分の土地の面積の合計が1,000㎡を超えるもの (林業の営み及び間伐や下刈等の維持管理のための行為を除く。)
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	対象面積が100㎡を超えるもの、かつ高さ2mを超えるもの (堆積期間が90日を超えるものに限る。)

■景観形成基準（一般地域）

事 項		景観形成基準								
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○エリア別の景観づくりの基本方針に沿った景観形成に配慮する。</li> <li>○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行う。</li> <li>○行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。</li> </ul>								
建 築 物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟化や道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど、周辺に圧迫感を与えない配置とする。</li> <li>○樹林地や河川、ため池、海岸等の自然環境の保全に配慮した配置とする。</li> <li>○優れた眺望を有する視点場から海や山並みなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置とする。</li> <li>○歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</li> </ul>								
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。</li> <li>○周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。</li> </ul>								
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態意匠とする。</li> <li>○商業地では、低層部を開放感のある意匠とするなど、歩いて楽しめる街並みの形成に努める。</li> <li>○道路に面するオープンスペースは、街並みや歩道との連続性に配慮するなど、歩行者空間と一体性のある意匠とするよう努める。</li> </ul>								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。</li> <li>○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。</li> </ul>	<色彩基準>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	6以下	その他	2以下
	色相	彩度								
	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	6以下								
その他	2以下									
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○柵や塀、門等を設置する場合は、生垣又は自然素材を用いるなど、当該建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>○道路からの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。</li> </ul>									
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物に付帯する建築設備等については、道路など周囲からの見え方に配慮し、当該建築物や周辺の景観と調和するよう、位置や意匠、色彩に配慮する。</li> </ul>									
工 作 物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路との境界部分に十分なオープンスペースを確保するなど周辺に圧迫感を与えないような配置とする。</li> <li>○優れた眺望を有する視点場から海や山並みなどの周辺景観への眺望を阻害しない配置とする。</li> <li>○歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</li> </ul>								
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○背景となる山並みの稜線に配慮し、できるかぎり高さを抑える。</li> <li>○周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。</li> </ul>								
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態意匠とする。</li> <li>○道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。</li> </ul>								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色彩とする。</li> <li>○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。</li> </ul>	<色彩基準>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	6以下	その他	2以下
色相	彩度									
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	6以下									
その他	2以下									

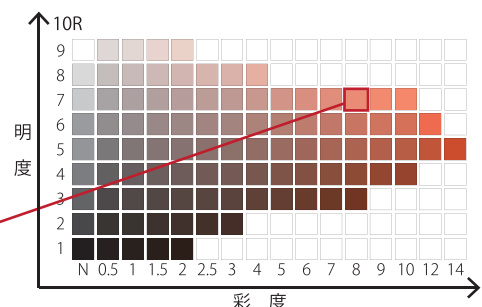
事 項		景観形成基準
工 作 物	外構・緑化	○柵や塀、門等を設置する場合は、生垣又は自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮する。 ○道路からの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。
	その他	○付帯設備等については、当該建築物や周辺景観と調和するように位置や意匠、色彩に配慮する。
太陽光発電設備、 風力発電設備類	配置・規模	○周囲の山並みや広がりのある景観を阻害しないよう、眺望に配慮した配置や規模とするよう努める。特に、尾根線上や丘陵地、高台での設置は避ける。 ○道路や周囲からの見え方、周辺の景観との調和に配慮し、敷地境界からできるだけ後退させ、必要に応じ植栽などによる修景を施す。
	高さ	○各種発電設備の高さはできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。
	色彩	○太陽光パネルや機器の色彩は、本来の素材色若しくは無彩色など、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度とし、低反射で模様が目立たないものを使用する。 ○太陽光パネルのフレームの色彩は、できるだけパネル部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ○風力発電設備の色彩は、周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度とし、低反射で模様が目立たないものを使用する。 ○パワーコンディショナーなど各種発電設備の付属設備の色彩は、施設本体及び周囲の景観と調和するものを使用する。
開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更		○開発後の状態が、周辺の景観と調和するように配慮する。 ○既存の地形を活かし、できるかぎり長大なのり面や高い擁壁が生じないように配慮する。 ○のり面が生じる場合に、圧迫感を与えないよう緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化に配慮する。 ○通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。
木竹の伐採		○伐採の面積は必要最小限とする。 ○地域のシンボルとなっている樹木の保全・活用に努める。 ○伐採後には地域に生育する樹木の植栽など景観の復元に努める。 ○通りや視点場から目立たないように、位置や規模の工夫に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		○堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。 ○整然とした集積又は貯蔵とするよう努める。 ○通りや視点場から目立たないよう、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化に努める。
水面の埋立て又は干拓		○水面の埋め立て又は干拓はできるかぎり行わないこととし、保全・活用に努める。 ○護岸等が生じる場合、形態、素材、在来種の植栽など周辺の自然景観との調和に配慮する。

### ※マンセル値とは

色彩を客観的に表す尺度として、日本工業規格で使用されている「マンセル表色系」があり、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組み合わせによって表現されます。

### ※マンセル値の表記と読み方

**10R 7 / 8**  
 10アール 7 の 8  
 (色相) (明度) (彩度)



## 8 地域に根ざした景観づくり（景観形成重点地区）

本市において、地域の誇りや象徴となる景観が既に形成されている地区など、本市の景観形成を進める上で重要な役割を担う地区を景観形成重点地区として位置づけ、「山際周辺地区」「船頭町地区」「日豊海岸地区」の3地区を景観形成重点地区に設定します。

山際周辺地区及び船頭町地区では、景観づくりの方針及び地区の特性に応じたきめ細かなルールを定めます。日豊海岸地区では、景観づくりの方針を定め、ルールについては、一般地域のルールを適用するものとします。

地域ごとの特性に合わせた方針やルールに基づき、各地域の良好な景観を保全及び形成し、地域に根ざした景観づくりを推進していきます。

### 【山際周辺地区】

山際周辺地区は、江戸時代に毛利高政により、城山に築かれた豊後佐伯城の城下町として開かれました。地区内は、番匠川とその支川や堀、塁壁等で城下と城外に区割されており、城山には石垣が残され、麓には武家屋敷や白壁の続く街並みが形成されています。また、この地区には往時の地割がよく残り、武家屋敷や薬医門、石畳の道、白壁の土塀、背後の城山と一体となり、格調の高い歴史的な街並み景観を形成しています。



▲城山登山口



▲山際通り（桜並木）



▲三ノ丸櫓門



▲山際通り（紅葉）

### 【船頭町地区】

豊後佐伯城の城下町に品物をおろす商人の町として栄えた船頭町地区には、現在も、住吉御殿や大日寺などの神社・仏閣や昔ながらの商店、旅館、酒造所などの通りを象徴する建造物や船着き場跡などが残されており、商人町の風情を感じることのできる景観が形成されています。

また、こうした景観を生かすための通りの整備など地域住民と市の協働による景観形成が行われています。



▲京町通り



▲本丁通り



▲住吉神社

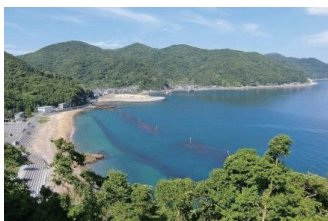


▲中江川沿いの桜並木

### 【日豊海岸地区】

日豊海岸地区は、日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園に指定されており、約270kmに及ぶリアス海岸の雄大で美しい海岸景観が形成されています。また、本市の海岸景観は、砂浜海岸から岩礁まで変化に富んだ景観を有しています。

本市には、大入島・大島・屋形島・深島の4つの有人離島があり、これらの離島は、急峻な山地で一面が覆われており、複雑なリアス海岸のわずかな平坦地に集落が形成されています。



▲瀬会海岸（上浦）



▲元猿海岸（蒲江）



▲元越山から見た米水津湾

## 【山際周辺地区の景観づくり】

### ○景観づくりの基本方針

#### ①地区の背景となる緑豊かな城山の保全・活用

- ▶ 本市のシンボルであり、生物の生息域でもある城山景観保存地区では、豊かな自然環境の保全を図ります。
- ▶ 城下町の背景となる城山の山並みを保全するため、無秩序な開発や建築物等の適切な誘導を図ります。
- ▶ 自然環境と調和の取れた間伐等を行い、佐伯城跡の石垣を見せることで更なる魅力づくりに努めます。
- ▶ 城山では、歴史的な景観資源と調和した滞留空間の整備などにより、魅力的な視点場の形成を進めます。

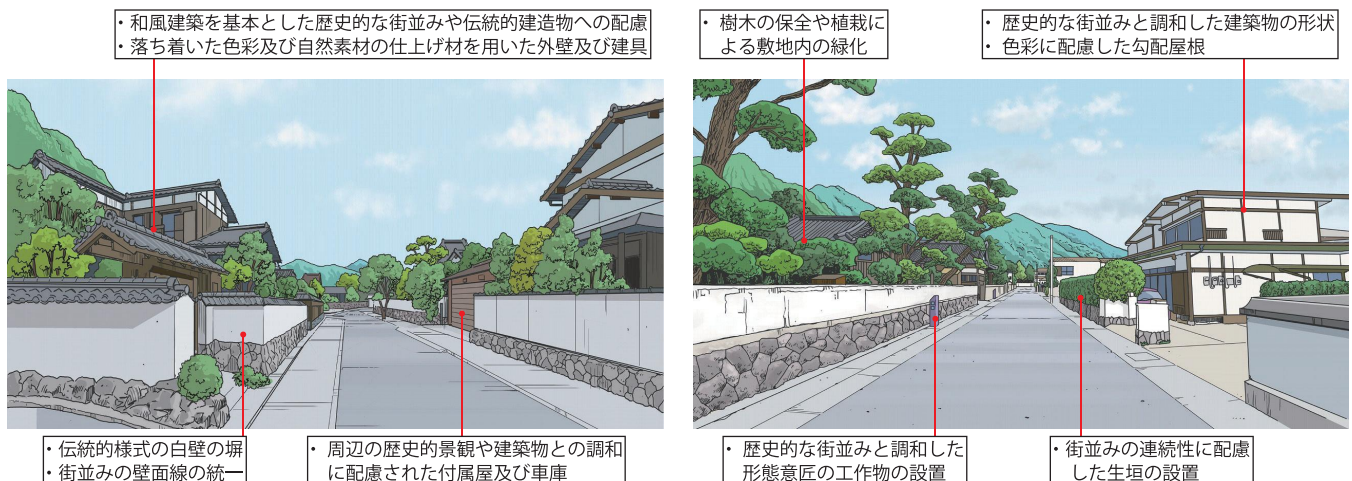
#### ②武家屋敷の風情を残す歴史的街並み景観の保全・形成

- ▶ 伝統的な建造物や連続した白壁の保全とともに、武家屋敷の風情の残る街並み景観の保全を図ります。
- ▶ 伝統的な建造物や背景の城山との調和に配慮した建築物や工作物の適切な誘導を図ります。
- ▶ 歴史的な建造物や街並みと調和した公共空間の整備など、武家屋敷の風情を演出する景観の形成に努めます。
- ▶ 街並みと調和した街灯の設置や電線・電柱の地中化を図ることで街並み景観の演出に努めます。

#### ③四季の彩りを感じる緑豊かな街並み景観の形成

- ▶ 景観に彩りを与える樹木の保護・保存及び山際通りの桜並木や紅葉など街路樹の適切な維持管理の継続に努めるとともに、緑化の推進等を行い、四季の彩りを感じることが出来る街並み景観の保全・形成を図ります。

### ○景観形成のイメージ



### ■届出対象行為（山際周辺地区）

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの、かつのり面の高さ2mを超えるもの
木竹の伐採	当該変更に係る部分の土地の面積の合計が1,000㎡を超えるもの（林業の営み及び間伐や下刈等の維持管理のための行為を除く。）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象面積が100㎡を超えるもの、かつ高さ2mを超えるもの（堆積期間が90日を超えるものに限る。）

■景観形成基準（山際周辺地区）

事項		景観形成基準		
		第1種景観形成地区	第2種景観形成地区	
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観づくりの基本目標、景観形成方針に沿った景観形成に配慮する。</li> <li>○届出対象となる行為は、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行う。</li> <li>○行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。</li> </ul>		
建築物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現在の街並みの壁面線を原則とする。</li> <li>○駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、塀・門扉・生垣などを壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物の壁面や塀・門扉・生垣などを隣接する建物の壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として2階以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として2階以下とする。</li> <li>○やむを得ず3階以上とする場合は、通りに面した部分への下屋又は庇の設置や壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。</li> </ul>	
	形態意匠・色彩	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和風建築を基本とし、歴史的な街並みや伝統的建造物に配慮した形状とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的な街並みや伝統的建造物に配慮した形状とする。</li> </ul>
		屋根及び庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根及び庇は、勾配屋根とし、周囲の建築物と調和した勾配とする。</li> <li>○構法は、日本瓦（黒、灰色）葺又はこれに類するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋根及び庇の形状は、勾配屋根、色は原則として黒又は灰色など周囲の建築物と調和したものとす。</li> </ul>
		外壁・開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。</li> <li>○外壁は、白又は濃い茶、黒などの落ち着いた色彩を基本とし、仕上げ材は、しゅくいや木材などの自然素材又はこれに類するものとする。</li> <li>○建具は、茶や黒褐色等の落ち着いた色彩とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。</li> <li>○仕上げ材は、周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものとする。</li> <li>○色彩は、白、黒、濃い茶を基調とする。</li> <li>○建具は、茶や黒褐色等の落ち着いた色彩とする。</li> </ul>
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空調機等の建築設備は、通りから容易に見える位置に設置しないものとする。</li> <li>○やむを得ず設置する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。</li> <li>○屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。</li> </ul>		
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。</li> <li>○景観を損なう恐れのある建物、敷地の修景のため樹木の植栽、補植に努める。</li> <li>○駐車場は、山際通りから容易に見える位置に設置しないものとする。</li> <li>○やむを得ず設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。</li> <li>○駐車場を設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないよう努める。</li> </ul>	
工 作 物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通りからの見え方に配慮した配置とする。</li> <li>○伝統的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</li> </ul>	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○背景となる山並みの稜線や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。</li> </ul>		
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統的建造物の意匠等と調和した形態意匠となるよう配慮する。</li> <li>○道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。</li> </ul>		

事項		景観形成基準	
		第1種景観形成地区	第2種景観形成地区
工作物	色彩	○白又は濃い茶、黒など彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物との調和に配慮する。	○彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物との調和に配慮する。
	塀・柵	○山際通りは、伝統的様式及びこれに準じたものとし、その他は和風デザインと調和するもの又は生垣とする。 ○ブロック塀は、禁止する。 ○塀の色彩は、白、黒、濃い茶、柵の色彩は、黒、濃い茶を基調とする。	○ブロック塀は避け、和風デザインと調和するもの又は生垣とする。
特定工作物	擁壁	○原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。	○擁壁が生じるような地形の変更はできるかぎり行わない。 ○やむを得ず擁壁を設ける場合は、石貼り又は植栽で表面を覆うこととする。
	広告物	○看板等の広告物のデザイン及び色彩は周辺の景観を損なわないよう配慮する。 ○自家用広告物以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ○電柱の巻きつけ広告は、禁止する。	
	ごみ集積所	○ごみ集積所を設置する際には、公道等からの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。	
	自動販売機	○通りに面して、自動販売機を設置する場合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。	
開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更		○原則として土地の形質の変更は行わない。 ○土地の形質変更を行う際は、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないものとする。	○土地の形質の変更を行う際は、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないよう努める。
木竹の伐採・植栽		○歴史的景観と一体をなす樹木の保存に努める。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		○堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。 ○通りから目立たないように、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化に努める。	

### ○国道217号沿いの景観形成基準

国道217号沿いで行われる届出対象行為（建築物）については、下記の「配置」及び「建築設備等」、「外構・緑化」に関する基準を適用するものとし、それ以外については、一般地域の景観形成基準を適用するものとします。

事項		景観形成基準
建築物	配置	○通りに面する部分については、塀・門扉・生垣などを隣接する建物の壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。
	高さ・色彩・形態意匠	※一般地域の景観形成基準と同様の基準とする。
	建築設備等	○空調機等の建築設備は、通りから容易に見える位置に設置しないものとする。 ○やむを得ず設置する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。 ○屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。
	外構・緑化	○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。 ○駐車場を設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。

## 【船頭町地区の景観づくり】

### ○景観づくりの基本方針

#### ① 商人町の風情の残る街並み景観の保全・形成

- ▶ 歴史ある商店、旅館、酒造所などが核となった商人町の風情が色濃く残る街並み景観の保全を図ります。
- ▶ 社寺仏閣など歴史的な景観資源については、重要な景観資源として、その保全を図ります。
- ▶ 歴史的な建造物と調和した形態意匠や壁面位置を統一する配置など、建築物等の適切な誘導を図ります。
- ▶ 歴史的な建造物や街並みと調和した公共空間の整備など、商人町の風情を演出する景観の形成に努めます。
- ▶ 街並みと調和した街灯の設置や電線・電柱の地中化を図ることで景観の演出に努めます。

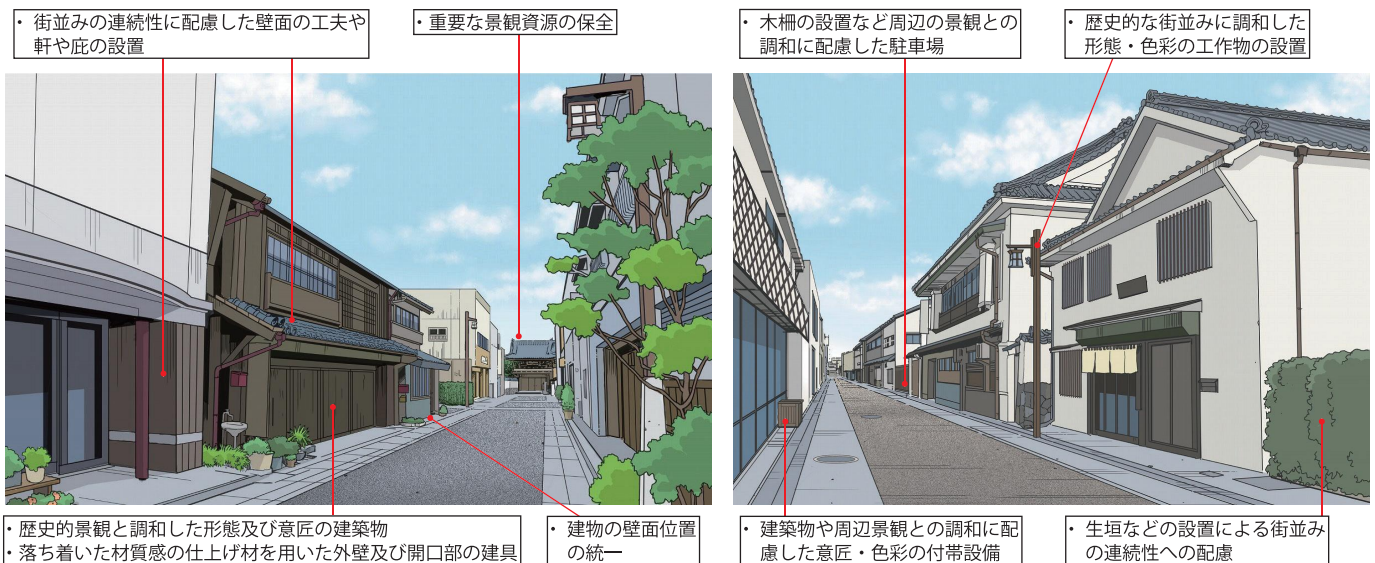
#### ② 四季の彩りを感じる緑豊かな景観の形成

- ▶ 重要な景観資源である樹木の保護・保存に努めるとともに、中江川沿いの桜並木など街路樹の適切な維持管理を継続し、四季の彩りを感じることが出来る街並み景観の保全・形成を図ります。
- ▶ 歩行者からの眺めに配慮するとともに、通りの彩りを演出する工夫を施し、通りの魅力の向上を図ります。

#### ③ 歴史的な街並み景観を生かしたまちづくりの推進

- ▶ 地域のまちづくり活動と景観を守り育てる取組を連携し、歴史的な街並み景観の活用を図ります。
- ▶ 空き家や空き店舗などの遊休不動産の適正な維持管理を図り、地域のまちづくりへの活用を図ります。
- ▶ わかりやすい案内サインの設置や通りの景観整備など来訪者が足を運びたくなる景観形成を図ります。

### ○景観形成のイメージ



### ■届出対象行為（船頭町地区）

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	全ての行為
工作物の新設、増築、改築、移転及び撤去 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの、かつのり面の高さ2mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	対象面積が100㎡を超えるもの、かつ高さ2mを超えるもの (堆積期間が90日を超えるものに限る。)



■景観形成基準（船頭町地区）

事項		景観形成基準									
基本事項		<p>○景観づくりの基本目標、景観形成方針に沿った景観形成に配慮する。</p> <p>○届出対象となる行為は、周辺の歴史的な景観になじむよう調和に向けた努力を行う。</p> <p>○行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。</p>									
建築物	配置	<p>○京町通りや本丁通り、札幌通り、横丁通りに面する建物の壁面の位置は、通りの壁面線に揃える。</p> <p>○やむを得ず駐車スペース等を確保するため建築物を後退させる場合は、塀・門扉・生垣などを壁面の位置に揃えて設置するなど、街並みの連続性を保つよう努める。</p>									
	高さ	<p>○原則として2階以下とする。やむを得ず3階以上とする場合には、通りに面した部分への下屋又は庇の設置や壁面に工夫を凝らすなど、街並みの連続性を保つよう努める。</p>									
	形態意匠・色彩	形状	<p>○周囲の建築物との調和に配慮した形態及び意匠とする。</p>								
		屋根・外壁・開口部	<p>○外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。</p> <p>○仕上げ材は、周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものとする。</p> <p>○屋根・外壁は、色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、過度の装飾を避け、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。</p> <p>○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜色彩基準＞</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>		＜色彩基準＞		色相	彩度	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	4 以下	その他
	＜色彩基準＞										
色相	彩度										
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	4 以下										
その他	2 以下										
建築設備等	<p>○空調機等の建築設備は、通りから容易に見える位置に設置しないものとする。</p> <p>○やむを得ず設置する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。</p> <p>○屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、通りから容易に見える位置に設置しないものとする。やむを得ず設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。</p>										
外構・緑化	<p>○通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。</p> <p>○駐車場及びカーポートは、京町通りや本丁通り、札幌通り、横丁通りから容易に見える位置に設置しないものとする。やむを得ず設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。</p>										
工作物	配置	<p>○京町通りや本丁通り、札幌通り、横丁通りからの見え方に配慮した配置とする。</p> <p>○歴史的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。</p>									
	高さ	<p>○背景となる山並みの稜線や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。</p>									
	形態意匠	<p>○周囲の歴史的な街並みと調和した形態となるよう配慮する。</p> <p>○道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないように配慮する。</p>									
	色彩	<p>○色彩は、色彩基準に適合した色彩又は無彩色や素材色の落ち着いた色彩を基調とし、過度の装飾を避け、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。</p> <p>○彩度の高い色彩は、アクセントとしてのポイント使用に留める。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜色彩基準＞</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table>		＜色彩基準＞		色相	彩度	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	4 以下	その他	2 以下
＜色彩基準＞											
色相	彩度										
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	4 以下										
その他	2 以下										
特定工作物	広告物	<p>○看板等の広告物のデザイン及び色彩は周辺の景観に支障のないよう配慮する。</p> <p>○自家用広告物以外の営業用広告は、原則として設置しない。</p> <p>○電柱の巻きつけ広告は、禁止する。</p>									
	ごみ集積所	<p>○京町通りや本丁通り、札幌通り、横丁通りに面して、ごみ集積所を設置する際には、通りからの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。</p>									
	自動販売機	<p>○京町通りや本丁通り、札幌通り、横丁通りに面して、自動販売機を設置する場合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。</p>									
開発行為等による土地の形質の変更	<p>○原則として土地の形質の変更は行わない。</p> <p>○土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないものとする。</p>										
屋外における土石、廃棄物等の堆積	<p>○堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。</p> <p>○通りから目立たないように、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内緑化に努める。</p>										

## 【日豊海岸地区の景観づくり】

### ○景観づくりの基本方針

#### ①多様な海・海岸景観の保全

- ▶ 海岸線や海域、松林、防風林などが織りなす多様で美しい海岸景観の保全を図ります。特に、「重要な海岸景観を有する場所」では、その周辺の景観を含めた一体的な保全を図ります。
- ▶ 大入島・大島・屋形島・深島の4つの有人離島では、豊かな自然景観及び海域の保全を図ります。
- ▶ 海岸線や山地における開発行為、工作物の設置については、関係機関及び地域住民との丁寧な協議を行った上で、適切な誘導を図り、海・海岸景観及び背景となる山並み景観の保全を図ります。

#### ②美しい海・海岸線に配慮した景観の形成

- ▶ 沿岸の集落及び港などの人が生活する場所では、周辺景観に配慮した建築物や工作物などの適切な誘導を図るなど、美しい海・海岸線と調和した景観の形成を図ります。
- ▶ 尺間山山頂や彦岳山頂などの「重要な視点場」からの眺望に配慮し、建築物や工作物などの適切な誘導を図るなど、美しい眺望を有する視点場の形成を図ります。
- ▶ 海岸線と並行する道路では、海や海岸への眺望に配慮した道路及び道路附属物等の整備に努め、魅力的な海岸景観の演出を図ります。

#### ③多様な海・海岸景観の活用

- ▶ 波が打ち寄せる岩場や白砂青松の浜など美しい海岸景観を眺望できる視点場において、多くの人々が親しむことができるよう自然公園としての保全を図りつつ、積極的な活用、整備を図ります。
- ▶ リアス海岸や砂浜海岸など豊かな海岸景観や漁村集落景観が形成されている場所では、ブルーツーリズムなど地域の生業と連携した取組を推進します。
- ▶ 美しい景観を活用した九州オルレなどの取組と連携し、ルートの修景整備や統一感のある案内標識のデザインの検討などを推進します。

## 9 良好な景観形成のためのその他の必要事項

### ○景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

本市の景観形成を進める上で、重要な景観資源となっている建造物や樹木については、景観法に基づき、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定することができます。これらに指定された建造物や樹木については、景観資源としての保全及び継承を図ることができます。そのため、景観重要建造物や景観重要樹木の積極的な指定を検討し、本市の景観形成を推進します。

### ○屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

屋外広告物は、街の活気や個性を与えるなど、景観を構成する大きな要素の1つであり、無秩序に氾濫すると、その場の街並みを損なうなど、良好な景観を悪化させる要因にもなります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の配慮事項を定め、本市の良好な景観形成を推進していきます。

### ○景観重要公共施設の整備等に関する事項

道路、河川等の公共施設は、周辺の景観形成に及ぼす影響が大きく、多くの人々が利用する場所であるため、公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成のお手本となるような先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、本市の景観において、重要な骨格となっている道路や河川、公園等については、景観重要公共施設に位置付け、管理者等との連携による景観形成を推進します。

## 10 景観まちづくりの推進に向けて

### ○市民・事業者・地域・行政の役割

本市の景観を育て、次の世代へと継承していくためには、市民・事業者・地域・行政の各主体が協働し、景観まちづくりに取り組むことが重要です。また、協働による景観まちづくりにあたっては、各主体が本市の景観に対する共通認識を持った上で、取り組むことが必要です。

そのため、本市の景観まちづくりの目的や目標の共有、各主体の役割の認識を促し、協働による景観まちづくりを推進していきます。

### ○各主体の取組とステップ

各主体の協働による景観まちづくりの推進に向けて、「知る」・「心がける」・「まとめて、行動する」・「定め、守る」・「広げる」の5つのステップで取組を進めます。また、これらのステップの循環を促進させることで、「地域の魅力向上」・「将来の担い手育成」・「地域のファンの増加」を図り、協働による景観まちづくりを推進していきます。

#### ▼各主体の取組とステップの循環

ステップ	市民・事業者・地域の取組	行政の取組
STEP1 知る	<b>【市民・事業者】</b> ○景観に関心を持つ ○景観について学ぶ ○景観の良い所、悪い所に気づく	市民・事業者の景観に対する興味や関心の向上を促すために、行政として、「情報を整理し、提供する」、「機会をつくる」ための施策を進めます。
STEP2 心がける	<b>【市民・事業者】</b> ○景観の良し悪しの理由や原因を考える ○（自宅周りや事業活動において）景観を損なう行為を控える、マナーを守る	市民・事業者が景観の良し悪しの原因を考え、景観を損なう行為を控えるなど心がけることを促すために、行政として、「気付きや配慮を浸透させる」ための施策を進めます。
STEP3 まとめて、行動する	<b>【市民・事業者】</b> ○参加する →	市民・事業者の景観への理解から地域として、まとめて、行動していくために、行政として、「活動を認め、支援する」ための施策を進めます。
	<b>【地域】</b> ○地域の景観をみんなで考える ○地域を美しく保つ活動にみんなで取り組む ○活動の主体となる組織をつくる	
STEP4 定め、守る	<b>【市民・事業者】</b> ○ルールを共有し、守る →	地域で景観形成のルールを定め、ルールに基づいた景観形成を進めるために、行政として、「ルール・計画を効果的に活用する」、「景観を守る体制をつくる」ための施策を進めます。
	<b>【地域】</b> ○地域で景観を守るためのルールを決める ○ルールに基づいて、継続的に取り組む	
STEP5 広げる	<b>【地域】</b> ○地域ごとの取組を市全体で共有する ○各地域の良い取組を学び、まねる ○各地域で連携して取り組む	地域ごとの取組を広げ、各主体及び各地域の協働による景観まちづくりを進めるために、行政として、「活動を知らせる」、「景観に配慮した整備を進める」ための施策を進めます。

市民・事業者・地域・行政の協働による「佐伯市」の景観まちづくりの推進



佐伯市

---

令和2年3月 策定

編集・発行 佐伯市 建設部 都市計画課  
〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号  
TEL:0972-22-3111  
FAX:0972-24-2615  
MAIL:keikaku-kukaku@city.saiki.lg.jp

---